

福祉避難所協定のお願い

災害時の避難について

災害時には、避難者は一時的に学校の体育館や公民館などに避難します。しかし、高齢者や障がい者など特別な配慮を要する方々にとって、これらの避難所での生活は健康面や精神面に大きな影響を与えることがあります。

福祉避難所の役割

避難が中長期になると見込まれる場合に、高齢者、障がいのある方など、指定避難所での生活が困難な方のための避難所です。福祉避難所は災害の規模や避難生活の期間などから必要性を考慮して開設します。

福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の在宅の要配慮者です。医療的処置や施設への緊急入所が必要な方は対象外となります。

対象者は、市が要配慮者本人や家族に聞き取りを行い、指定避難所での生活が困難と判断した場合に決定されます。

経費について

福祉避難所の運営に関する経費は、災害救助法に基づき市町村が負担します。

宮崎市の現状

現在、宮崎市には福祉避難所が120施設（指定福祉避難所：3施設・協定福祉避難所：117施設）あり、そのうち26施設が障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所等です。（令和6年4月時点）

協定のお願い

福祉避難所の協定は、事前に施設と締結し、受入れの協力を要請するものです。福祉避難所を増やすことで、災害発生時により多くの要配慮者の支援が可能となります。皆様の施設でもご協力いただけるようお願いいたします。

お問い合わせ先

障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所等の協定締結については、下記までお問い合わせください。

宮崎市障がい福祉課管理係（0985-21-1772）